

(4) 別表第5 (禁止地域)

総量規制有…同一敷地内の表示面積の合計30㎡以内

① 禁止地域 (都市公園、駅前広場、公共施設等) (1/2ページ)

※野立広告板及び野立広告塔について、国、地方公共団体等が公共的目的で表示する場合には、別の基準があります。

	野立広告板 ※案内誘導看板のみ	敷地内広告板	屋上広告板	野立広告塔	敷地内広告塔	屋上広告塔	壁面広告物	壁面突出 広告物	立看板	巻付広告	袖看板	アドバルーン
高さ	地上から上端まで 3m以下	地上から上端まで 3m以下	1m以下	設置できない	地上から上端まで 3m以下	1m以下	広告物は2階窓下 以下かつ6m以下。 ワンポイント マークは高さの制 限はない。	地上から上端まで 6m以下かつ軒高 以下		地上から下端まで 1.2m以上かつ 地上から上端まで 3.2m以下	地上から下端まで 歩道上では2.5 m以上、歩道以外 の場所では4.5 m以上	
表示面積	1面につき0.5 ㎡以内かつ表裏各 1面以内	1面につき3㎡以 内かつ表裏各1面 以内	1面につき3㎡以 内かつ表裏各1面 以内		1面につき3㎡以 内かつ合計12㎡ 以内	1面につき3㎡以 内かつ合計12㎡ 以内	広告物は1建築壁 面につき3㎡以 内。ワンポイント マークは1建築壁 面につき1㎡以内	1面につき1.5 ㎡以内かつ合計3 ㎡以内	1㎡以内	1㎡以内	縦1.2m以下か つ横0.5m以下	
形状・幅	材料は青銅、木又 は擬木				1面の幅は1m以 内かつ最大投影幅 は1.5m以内	1面の幅は3m以 内かつ最大投影幅 は4m以内						
道路からの 後退距離		1m以上			敷地境界から1m 以上							
広告物相互 間の距離												
色彩	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色 とする。ワンポイ ントマークは板面 の5分の1以内。											
基数及び 共架数	おおむね3件以 内、縦に5件まで 共架できる。	敷地につき1基	建築物につき1 基。ただし、屋上 広告塔と併せて表 示することはでき ない。		敷地につき1基	建築物につき1 基。ただし、屋上 広告塔と併せて表 示することはでき ない。	広告物は1建築壁 面につき1基 ワンポイントマー クは1建築壁面に つき1基	有効壁面につき1 基				
特殊装置	間接照明で白色系 であり、光源の点 滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わ ないもの	光源の点滅を伴わ ないもの		光源の点滅を伴わ ないもの	光源の点滅を伴わ ないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの					
位置、設置方法 等	営業所から1.5km 以内かつ交差点か ら5m以上500 m以内		建築物からはみ出 さないこと。			建築物からはみ出 さないこと。	開口部への掲出及 び建築物からはみ 出すことはできな い。	出幅は、建築壁面 から1m以内。た だし、道路へ突き 出すことはできな い。	建築物又は堅固な 工作物に確実に取 り付けることによ り風力等によって 移動又は破損しな いよう設置			直径3m以下、添 架装置の網は長さ 1.5m以下かつ幅 1.5m以下、地 上から気球までの 長さは4.5m以下

① 禁止地域（都市公園、駅前広場、公共施設等）（2 / 2 ページ）

	アーチ	サインポール	アーケード 添架広告物	置看板	のぼり旗	はり紙	はり札	懸垂幕	横断幕	鉄道車両	路線バス 観光バス
高さ	地上から下端まで 歩道上では3.5 m以上、歩道以外 の場所では5m以上	地上から下端まで 4.5m以上	地上から下端まで 2.5m以上	地上から上端まで 3m以下	地上から上端まで 3m以下				地上から下端まで 歩道上では3.5 m以上、歩道以外 の場所では5m以上		
表示面積		縦、横それぞれ2 m以下	縦0.5m以下か つ横1.5m以下。 原則として同一商 店街で規格が統一 されていること。	1面につき1.5 ㎡以内かつ合計6 ㎡以内	1面につき1.5 ㎡以内かつ表裏各 1面以内	1面につき1㎡以 内	1面につき0.2 ㎡以内	長さ15m以下 幅1.4m以下			
形状・幅											
道路からの 後退距離											
広告物相互 間の距離											
色彩											
基数及び 共架数				敷地につき2基	敷地につき2本 ※国等が公共的目 的で掲出する場合 敷地又は建築物の 出入口に設置する 1対（2本）のも のを除き、相互間 の距離6m以上						
特殊装置				光源の点滅を伴わ ないもの							
位置、設置方法 等	道路を横断して表 示する場合は、そ の場所が交通の幹 線道路以外の盛り 場又はこれに類す る場所であること。 上記以外の場所では、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること			道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。 （国等が設置する 場合を除く）				道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 上記以外の場所では、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。	左右側面部及び前後部 交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	左右側面部及び後部 交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。

※車両広告物のうち、国等が公共的目的で掲出する場合

- ・位置：左右側面部及び前後部
- ・表示方法：交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。